

Japan tax alert

EY税理士法人

令和6年度税制改正大綱 (概要版)

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

令和5年12月14日に、令和6年度与党税制改正大綱が公表されました。以下、大綱で明らかにされた主要な改正・見直し項目の概要を説明します。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

Contents

- ▶ 法人課税 2
- ▶ 国際課税 3
- ▶ 所得・消費・資産課税・
納税環境整備 3

法人課税

1. 戦略分野国内生産促進税制の創設

国として戦略的な長期投資が不可欠となる対象物資が選定され、それらの商品を生産するための機械・設備を取得した場合に、それらの商品の生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制が創設されます。具体的な対象物資は、電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF(持続可能な航空燃料)、半導体とされ、物資ごとに単価が設定されます。措置期間を通じた控除上限は既設の建屋等を含む生産設備全体の額とされるほか、各年度の控除上限は当期の法人税額の40%(半導体については当期の法人税額の20%)となります。企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間(半導体は3年間)の税額控除の繰越期間が設けられます。

2. イノベーションボックス税制の創設

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権またはAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得または国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度が創設されます。令和7年4月から7年間に期限とします。所得全体から知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという制度であり、わが国の民間企業による無形資産投資を後押しします。税制適用の対象範囲については、状況に応じ、今後見直しが検討されます。

3. 賃上げ税制の見直し

大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、前年度から7%以上の賃上げをした企業は増額分の25%を法人税額から控除できるようになります。女性活躍・子育て支援を後押しする企業には、一定の要件のもとで控除率の上乗せ措置が講ぜられます。大企業・中堅企業の最大控除率は、35%となります。また、中小企業の最大控除率は45%に引き上げられるとともに、赤字の場合には控除できなかった部分の5年間の繰越しが可能となります。

4. 外形標準課税制度の見直し

法人事業税における外形標準課税対象法人の現行基準(資本金1億円超)は維持されますが、補充的な基準が追加されます。前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とすることとされます。この改正は令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。直前の駆け込み減資等を防ぐ措置も講じられます。

5. その他

- ▶ 発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件のもと、期末時価評価課税の対象外とされます。
- ▶ パーシャルスピノフを適格株式分配とする制度について、見直しを行った上で適用期限が4年延長されます。
- ▶ オープンイノベーション促進税制は、適用期限が2年延長されます。
- ▶ 中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充されます。
- ▶ 特定税額控除規定の不適用措置(いわゆるムチ税制)について、要件が強化されます。
- ▶ 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、現行の一人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げられます。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税

令和5年度税制改正において導入された所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）について、所要の見直しが行われます。OECDにおいて令和6年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化が検討されます。

2. 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備

暗号資産等を利用した国際的な脱税および租税回避を防止する観点から、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が整備されます。

3. その他

- ▶ 外国子会社合算税制について、追加的な見直しが行われます。
- ▶ 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について適格現物出資の対象から除くこととされます。また、移転資産の内外判定の規定が見直されます。
- ▶ 過大支払利子税制の超過利子額の繰越期間が10年に延長されます。
- ▶ 子会社株式簿価減額特例制度の見直しが行われます。

所得・消費・資産課税・納税環境整備

1. 所得税

- ▶ 一人当たり所得税3万円、住民税1万円の定額減税が実施されます。納税者本人に加え配偶者や扶養親族も対象となりますが、所得制限が設けられます。
- ▶ 児童手当の対象が高校生まで拡大する代わりに、16～18歳の子どもに対する扶養控除が縮小されます。
- ▶ 若い夫婦や子育て世帯に限って、引下げ予定であった住宅ローン減税の借入限度額が令和6年も維持されます。
- ▶ ストックオプションの税優遇を得られる権利行使価格の上限が、一定の要件のもと、現行の1200万円から3600万円に引き上げられます。

2. 消費税

- ▶ 国外事業者によってプラットフォーム事業者が納税義務を課す制度が導入されます。国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、対象となるプラットフォーム事業者は一定の規模を有する事業者とされます。
- ▶ 国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するために、必要な制度の見直しが行われます。
- ▶ 外国人旅行者向け免税制度について、出国時に税関において購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度に見直されます。令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得るとされています。

3. 資産課税

- ▶ 固定資産税の負担調整措置が令和6年度から令和8年度までの間、継続されます。
- ▶ 事業承継税制（特例措置）について、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されます。

4. 納税環境整備

- ▶ 仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合、重加算税の賦課対象に加えられます。
- ▶ 法人の代表者等が不正行為を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れる行為等に対して、一定の要件のもと、当該代表者等に対して国税の第二次納税義務を課す措置が講じられます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. https://www.ey.com/ja_jp/connect-with-us/newsletterを開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Youtube: @EYJapan
Facebook: EYJapanOfficial
X Twitter: @Japan_EY

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)